

# 射水市行財政改革大綱

平成18年12月

射 水 市

## 目 次

第1	基本的な考え方	1
第2	時代の潮流	
1	本格的な地方分権時代の到来（自己決定、自己責任自治）	1
2	人口構造の変化（少子高齢化並びに人口減少社会）	1
3	情報開示の推進	2
第3	行財政改革の基本目標	2
第4	行財政改革の推進手法	
1	簡素で効率的な行財政運営の推進	2
2	市民サービスの効率化等	3
3	人事・給与の適正化及び組織の活性化	4
4	説明責任・情報公開及び透明性の向上	5
5	市民と行政の協働で築く地域社会の創造	6
第5	今後のスケジュール等	6

## 第1 基本的な考え方

平成17年11月1日、新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村の5市町村が対等合併して射水市が誕生しました。それぞれに長い歴史、固有の文化を有していた自治体はその歴史に終止符を打ち、合併を選択したことは市民の期待のあらわれです。

少子高齢化社会が本格化していく中で、国と地方の行財政を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、私たちの射水市も、否応なく自己決定・自己責任の厳しい地方分権時代に向き合っていかなければなりません。

また、本市においては、平成20年にスタートさせる総合計画の中で厳しい財政状況にあっても計画を着実に進めるとともに、市民サービスの向上に努めていかなければなりません。

このため、組織機構の簡素化、事務事業の見直しなど、強力に行財政改革を進めます。

## 第2 時代の潮流

### 1 本格的な地方分権時代の到来（自己決定、自己責任自治）

地方分権時代が本格的に到来しました。これは、地域のことは地域で決めるということであり、その政策について、様々な分野で自己決定、自己責任の原則が貫かれるという地方自治の本来の姿です。

しかし、財源における分権は緒についたばかりで、構造改革の一環としての三位一体の改革により、従来の国庫補助金、地方交付税が縮減される一方で、国から地方への税源移譲が示されていますが、その先行きはなお不透明な状況にあります。

### 2 人口構造の変化（少子高齢化並びに人口減少社会）

日本全体の人口総数が減少の局面に入り、人口の構造においても、長寿化や少子化が急速に進み、生産年齢人口比率が極めて小さい、かつて経験したことのない偏った人口構造を有する社会になってきており、この傾向は、今後ますます加速度的に進むことが予測されています。

このことは、射水市においても例外でなく、今後、大きな影響を及ぼす要因と考えられます。

### 3 情報開示の推進

インターネット技術の普及もあいまって、経済はグローバル化し、情報化はさらに高度化し、地方自治体の行財政運営においても、これら時代の変化に即応した取組が求められています。

その一つは、説明責任・情報公開の推進です。自治体の政策決定等について、市民をはじめ広く外部に開かれたものにしていくことが求められているとの認識が必要です。

### 第3 行財政改革の基本目標

射水市の行財政改革の基本目標は、

- 1 簡素で効率的な行財政運営の推進
  - 2 市民サービスの効率化等
  - 3 人事・給与の適正化及び組織の活性化
  - 4 説明責任・情報公開及び透明性の向上
  - 5 市民と行政の協働で築く地域社会の創造
- の以上5点で進めます。

### 第4 行財政改革の推進手法

#### 1 簡素で効率的な行財政運営の推進

##### (1) 健全財政の推進

行政が担うべき役割と責任を厳しく再吟味し、限られた財源を効率的に配分していくことで、新たな行政需要に対応できる財政の弾力性を確保します。

そのために、市民と行政の役割分担の在り方、費用対効果、事業の重点化などを進めるとともに、スクラップアンドビルドの徹底、補助金等の整理合理化を推進します。

##### (2) 事務事業の整理合理化

すべての事務事業について、行政内部だけでなく、広く市民の意見を聞くとともに、今日的な視点で行政評価等の客観的な手法も活用し見直しを徹底することで、事業の重点化、予算の有効活用を進めます。

### (3) 公共施設の統廃合の推進

本市では、合併効果を生かすことで、庁舎をはじめ公共施設の統廃合の可否を検討するため、稼働率及び行政ニーズを客観的に見定めることで、その必要性を診断し、同種の施設については統合、必要度が低い施設については廃止に努めます。

### (4) 民間活力の導入

小さな自治体運営と行政サービスの維持向上を図る観点から、平成19年度末に定年退職がピークを迎えることも踏まえ、民間事業者が実施することで、そのサービスが効率的かつ効果的に実施することが可能なものについては、市の管理の下、順次積極的に民間活力を導入していくこととし、実施に当たっては、個人情報保護並びに守秘義務等に十分に配慮することはもちろん、市としてその評価・管理を行い、適宜公表します。

また、民間と競合する事業などにおいて、そのサービス水準を維持させることが可能と考えられる場合には、積極的に民営化に努めます。

### (5) 指定管理者制度の有効活用

民間企業等のノウハウの導入に伴う市民サービスの向上や施設の効率的・効果的な運営を進めるため、指定管理者制度の有効かつ積極的な導入を進めます。

本市においては、平成18年9月から一部施設においてその導入を図ってきたところですが、今後、さらに現在直営している施設についてもその運営状況を精査し、指定管理者制度の導入により、市民サービスの向上及び経費の縮減が期待できる施設について積極的に導入を進めます。

### (6) 公営企業の経営健全化

公営企業は、市民生活に身近な医療や生活サービスの提供及びそのための資本整備等の役割を果たしていますが、将来に向けてその役割に対して市民の信頼を得ていくためには、現在の経営状況を厳しく総点検し、更なる経営改善を進めます。

## 2 市民サービスの効率化等

### (1) 手続の簡素化等による市民負担の軽減

条例・規則等に定める資格要件や審査基準等について、その目的との整合性等から見直すことで、より合理的にしていく一方で、各種申請事務手

続の記載項目の見直しを行い、手続の簡素化並びに事務処理期間の短縮を進めます。

(2) 電子市役所等サービスの拡充及び人にやさしい行政の推進

I C T時代に対応した庁内の電子環境を整備することで、電子申請、電子入札、電子調達等を積極的に導入し、市民サービスの向上及び市内社会経済活動の活性化並びに企業の利便性の向上を図ります。

また、ホームページを通じ市政に関する多くの情報を提供するとともに、だれもがアクセスしやすいホームページの運用に努めます。

(3) 環境に配慮した行政運営の推進

地球温暖化問題等を考慮し、環境にやさしい行政運営を市民と役割分担しつつ進めます。行政運営に当たっては、環境の大切さを全職員が意識していくことで、ごみ排出量の削減等、環境負荷の低減に努めます。

### 3 人事・給与の適正化及び組織の活性化

(1) 人事管理及び定員の適正化

社会情勢の変化を踏まえ、かつ、対応すべき行政需要の範囲・内容・手法を厳しく見直すことにより、適正な定員について常に厳しくローリングを実施していくとともに、人材育成と連携し適正な人事管理に努めます。

なお、この定員適正化については、策定した数値目標を公表し、着実にこれを実行します。

(2) 給与等の適正化及び市民に対する公表

給与や勤務条件については、県及び県内他都市を参考に適正な運用に努めます。また、これら勤務条件や定員については市民の理解が何よりも重要であり、具体的な工夫を凝らして分かりやすい公表に努めます。

(3) 組織の見直し

行政ニーズに的確に対応するため、きめ細やかな市民サービスを実現する組織体制を構築していく一方で、出先機関・外郭団体の見直し、重複業務の点検を徹底するなど事務合理化を進め、組織のスリム化を図ります。

(4) 多様な雇用形態の活用

時限的、一時的な行政需要等に対応するため任期付職員の活用について

検討を進めていくほか、定年退職者等の再任用等を活用し、多様化する行政需要に対し効率的な運営に努めます。

(5) 公正かつ客観的な人事評価システムの構築

職員参加による明確な目標設定や効果的な事務事業の進行管理を進めるとともに、能力・実績を重視した人事評価システムを確立し、その結果を任用や給与等に積極的に活用します。

(6) 職員の意識改革と人材育成の推進

地方分権が進み、自治が経営に変わりつつある中で、全職員がその時代認識を共有していくための意識改革が重要になってきており、従来からの公務員倫理、職場実務研修と併せて、高度で専門的な政策形成並びに法務研修を積極的に導入し、人材育成の推進を図ります。

(7) 外郭団体の組織・経営の見直し

市が主体となって設立した財団法人等については、プロパー職員の処遇についての一定の対応を考慮したうえで、これらの団体に対する市の関与をなくしていく方向で調整するとともに、統廃合、民間譲渡、完全民営化等に努めます。

#### 4 説明責任・情報公開及び透明性の向上

(1) 審議会等会議の公開

審議会等の会議については、原則公開で開催します。また、会議の開催予定については、市ホームページで情報提供を行うとともに、会議結果等についても情報提供を行います。

(2) 苦情等への責任ある対応

市政に対する苦情等については、まず、担当部局から回答しますが、必要な場合には、公正・中立的な立場から調査を行い、その結果について本人に通知します。

(3) 行政の説明責任

行政としての説明責任を認識し、行政運営全般について、市広報、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、積極的にその責任を果たします。

#### (4) 監査機能の充実

執行機関に対し、監査委員がその役割を果たし、地方自治体の事務処理の適法性・有効性・妥当性が確保されるよう、当該制度の運用の充実を図る一方で、外部監査の導入について検討を進めます。

### 5 市民と行政の協働で築く地域社会の創造

#### (1) 市民と行政の相互連携の強化

市民と行政が相互に連携し、自主的な市民の創意を公共に生かしていくことが重要になってきています。

市民の各種審議会等への積極的な参画を図ることで、市民と行政の連携、信頼を築きます。

#### (2) 市民活動の支援による協働の推進

市民が自主的に行う諸活動に対し、情報提供並びにネットワーク化の支援を行うとともに、それらの団体等に対し法人化を推進していく一方で、これらの団体に対して必要な市政情報について積極的な提供を進めます。

## 第5 今後のスケジュール等

この改革を着実に推進するため、本大綱に基づく目標と各年度の取組内容を具体的に示す実施計画（集中改革プラン）を策定し、本大綱と併せて公表することで、市民の理解と協力を得ながらこの改革を実効性のあるものとして推進します。